

事業計画の概要

収集運搬業

事業活動に伴って生じた産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を排出事業者と交わした委託契約書に基づき、積替え又は保管を行わずに、種類ごとに排出事業者の指定する処分施設等に運搬する。マニフェストの運用、処理事業者の許可状況の確認、法に基づく処理基準を遵守する。

- ・安全運転に留意する
- ・シート、容器を用い、飛散防止対策、悪臭、騒音、振動対策、を講ずる
- ・運搬車両、容器などは、洗車・清掃を行い清潔にする

【総括表】

No.	産業廃棄物収集運搬業			許可品目																	
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	ばいじん
①	岩手県	00308021280	令和 6年7月25日 令和11年7月24日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
②	青森県	00201021280	令和 6年3月25日 令和11年3月24日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
③	秋田県	00501021280	令和 6年4月24日 令和11年4月23日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
④	宮城県	00400021280	令和 6年7月29日 令和11年7月28日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
⑤	福島県	00707021280	令和3年10月4日 令和8年10月3日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●

No.	特別管理産業廃棄物収集運搬業			許可品目							
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る）	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
①	岩手県	00358021280	令和 6年6月14日 令和11年6月11日	●	●	●	●	●	●	●	●
②	宮城県	00450021280	令和 6年9月30日 令和11年9月29日	●	●						

岩手県

許可番号 00308021280

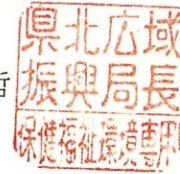
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏 名 久慈港運株式会社 代表取締役 兼田 忠康
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 佐々木 哲



許可の年月日 令和 6年 7月25日

許可の有効年月日 令和11年 7月24日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 7月25日 当初許可

平成 9年 9月 8日 変更届出書受理(本店所在地を岩手県久慈市長内町第37地割19番地の13から変更したこと。)

(以下、裏面記載)

平成11年	7月25日	更新許可
平成14年	2月5日	事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずを追加したこと。）
平成16年	7月23日	変更届出書受理（代表者を兼田忠興から変更したこと。）
平成16年	7月25日	更新許可
平成21年	7月25日	更新許可
平成26年	3月25日	事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類に燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、動物のふん尿、はいじんを追加したこと。
- (2) 汚泥について、「含水率85%以下のものに限る。」とする限定を解除したこと。

平成26年	7月25日	更新許可
令和元年	7月25日	更新許可
令和6年	7月25日	更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

岩手県

許可番号 00358021280

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏 名 久慈港運株式会社 代表取締役 兼田 忠康
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 佐々木 哲



許可の年月日 令和 6年 6月14日

許可の有効年月日 令和11年 6月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃石綿等
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

(以下、裏面記載)

以下余白

- (2) 積替え・保管を含むもの
無
以下余白

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年	6月12日	当初許可
令和元年	6月12日	更新許可
令和6年	6月12日	更新許可
令和6年	6月14日	事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白

別表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物						○	○	
カドミウム又はその化合物		○	○		○	○	○	
鉛又はその化合物		○	○		○	○	○	
有機燐化合物						○	○	
六価クロム化合物		○	○			○	○	
砒素又はその化合物		○	○		○	○	○	
シアン化合物						○	○	
P C B								
トリクロロエチレン				○	○	○	○	
テトラクロロエチレン				○	○	○	○	
ジクロロメタン				○	○	○	○	
四塩化炭素				○		○	○	
1, 2-ジクロロエタン				○		○	○	
1, 1-ジクロロエチレン				○		○	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○		○	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン				○		○	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○	
1, 3-ジクロロプロペン				○		○	○	
チウラム						○	○	
シマジン						○	○	
チオベンカルブ						○	○	
ベンゼン				○	○	○	○	
セレン又はその化合物		○	○			○	○	
1, 4-ジオキサン						○	○	
ダイオキシン類		○	○					

注) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。



許可番号 00201021280

産業廃棄物収集運搬業許可証

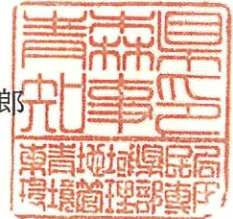
岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

久慈港運株式会社

代表取締役 兼田 忠康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下 宗一郎



許可の年月日 令和6年3月25日

許可の有効年月日 令和11年3月24日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）					
燃え殻		○	動物系固形不要物		×
汚泥		○	ゴムくず		○
廃油		○	金属くず		○
廃酸		○	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		○
廃アルカリ		○	鉱さい		○
廃プラスチック類		○	がれき類		○
紙くず		○	家畜ふん尿		×
木くず		○	家畜の死体		×
繊維くず		○	ばいじん		○
動植物性残さ		○	政令第2条第13号廃棄物		×
上記のうち					
自動車等破砕物であるもの		×	水銀使用製品産業廃棄物であるもの		×
石綿含有産業廃棄物であるもの		○	水銀含有ばいじん等であるもの		×
備考					

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年3月25日 新規許可
令和6年3月25日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無し
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏 名 久慈港運株式会社

代表取締役 兼田 忠康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 令和6年4月24日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和11年4月23日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、
カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、キ 紙くず、ク 木くず、
ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、シ 金属くず、
ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
セ 鉱さい、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、タ ばいじん
以上16品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年4月24日 新規許可

平成31年4月24日 更新許可

令和6年4月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白



許可番号 00400021280

産業廃棄物収集運搬業許可証

住
氏

所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14
名 久慈港運株式会社
代表取締役 兼田 忠康

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和6年7月29日
許可の有効年月日 令和11年7月28日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん 以上16種類
（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成26年7月29日許可
令和元年7月29日更新許可
令和6年7月29日更新許可
- 積替え許可の有無 有 ・ 無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 00450021280

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14
久慈港運株式会社
代表取締役 兼田 忠康
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和6年9月30日
許可の有効年月日 令和11年9月29日

- 事業の範囲
別表のとおり。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成26年9月30日許可
令和元年9月30日更新許可
令和6年9月30日更新許可
- 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱
令2の4第1号	廃油 (産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)							○
令2の4第2号	廃酸 (水素イオン濃度指数 (pH) 2. 0 以下のもの)							×
令2の4第3号	廃アルカリ (水素イオン濃度指数 (pH) 12. 5 以上のもの)							×
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							×
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物							
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等						×
	ロ	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染物						×
	ハ	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 処理物						×
	ニ	廃水銀等						×
	ホ	指定下水汚泥						×
	ト	廃石綿等						○
	ヘ・チ・ル	廃棄物名 有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい ばいじん
		水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×
		カドミウム又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		鉛又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		有機燐化合物	—	×	—	×	×	—
		六価クロム化合物	×	×	—	×	×	×
		砒素又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		シアン化合物	—	×	—	×	×	—
		PCB	—	×	—	×	×	—
		トリクロロエチレン	—	×	○	×	×	—
		テトラクロロエチレン	—	×	○	×	×	—
		ジクロロメタン	—	×	○	×	×	—
		四塩化炭素	—	×	○	×	×	—
		1・2-ジクロロエタン	—	×	○	×	×	—
		1・1-ジクロロエチレン	—	×	○	×	×	—
		シス-1・2-ジクロロエチレン	—	×	○	×	×	—
		1・1・1-トリクロロエタン	—	×	○	×	×	—
		1・1・2-トリクロロエタン	—	×	○	×	×	—
		1・3-ジクロロプロペン	—	×	○	×	×	—
		チウラム	—	×	—	×	×	—
		シマジン	—	×	—	×	×	—
		チオベンカルブ	—	×	—	×	×	—
		ベンゼン	—	×	○	×	×	—
		セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		1・4-ジオキサン	—	×	×	×	×	×
		ダイオキシン類	×	×	—	×	×	×
令2の4第6号	ばいじん (輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻 (輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令2の4第8号	汚泥 (輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令2の4第9号	ばいじん (輸入廃棄物)							×
令2の4第10号	燃え殻 (輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令2の4第11号	汚泥 (輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
備考								

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

許可番号 第00707021280号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏 名 久慈港運株式会社
代表取締役 兼田忠康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和3年10月4日
令和8年10月3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭鋳さい⑮がれき類⑯ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上16種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成28年10月4日

更新許可年月日 令和3年10月4日

5 積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無